

仕様書

I 委託業務の概要

1 業務名称

白石清掃工場B系粗物選別機整備業務

2 業務内容

本委託業務は、工場全体の安定した稼働を確保することを目的とし、各設備及び機器の円滑かつ継続的な運転を図るための点検、整備、清掃等を行うものである。

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和7年7月31日まで

※着手後、遅滞なく交換部品を調達し、履行期限に関わらず、速やかに機器の整備を実施すること。

4 履行場所

札幌市白石区東米里2170番1

札幌市白石清掃工場

5 業務範囲

(1) 対象設備

次の機器・設備の整備を行う。

・B系粗物選別機：1台

神鋼電機（シンフォニアテクノロジー）株式会社製 形式：SBN-1500-7.5

(2) 整備内容

整備内容は以下の通りとする。

① B系粗物選別機の整備を行う。

② 整備前に運転時の振幅確認、劣化状況（緩み等の調査含む）等を確認すること。

③ 駆動部（左右2箇所）の偏心ブッシュ及びベアリング等を調達し、交換すること。

④ 部品交換は下記のとおりとする。交換部品の詳細は、事前に現場等にて確認を行い、受託者にて調達すること。

⑤ 整備後、振幅（バランス）調整を行い、試運転調整を行うこと。
（駆動部、各支持部の異常等の有無確認も含む）

⑥ 整備後、タッチアップを行うこと。

⑦ 撤去材は必要に応じ洗浄を行い、金属等分別のうえ、構内指定場所へ搬出すること。

◇交換部品

・偏心ブッシュ(キー含む)	S50C	2個
・ベアリング	6222C3	2個
・オイルシール	TB12515514	2個
・オイルシール	TB10513514	2個
・リグノフェロー t20×100×820	特殊木材	2個
・ゴムパネ t35×100×486		4個
・ボルト類(交換部)		1式
・タッチアップ 塗料(上塗り)		1式

II 一般事項

1 提出図書

(1) 業務着手届 1部

(2) 業務責任者指定通知書 1部

(3) 業務日程表 1部

(4) 業務報告書 1部

整備及び検査等に使用する測定機器等については、検査成績書及び校正履歴などの管理記録を併せて提出すること。

(5) 業務記録写真 1部

業務記録写真は、各整備の整備前、整備中、整備後を撮影し提出すること。

(6) 業務完了届

提出する書類等の様式は、事前に施設管理担当者と協議のうえ、承諾を受けること。

2 適用法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法などの関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 業務条件

(1) 業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

・ 8時30分～17時00分

休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合、及び上記時間帯を超過する場合は施設管理担当者と協議すること。

(2) 施設内入退出について

施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し承諾を受けること。

4 安全衛生管理

業務責任者は、業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。

5 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

6 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

7 復 旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において現状復旧すること。

III 特記事項

1 ダイオキシン類ばく露対策

整備にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月10日付基発0110第1号）に基づき作業を実施することとし、保護具は

以下の管理区域別に、施設管理担当者の承諾を得て措置すること。

（管理区域）

場所名	管理区域	保護具レベル	備 考
炉室内	第1管理区域	レベル1	

2 環境負荷の低減

(1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。

(3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。

(5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

3 その他

(1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定すること。

(2) 疑義の発生についても前号と同様とする。